

第36回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年2月21日（金）13時30分～14時30分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
協議事項(1) 令和7年度農業労賃標準額の決定について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 24名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 古山 誠
農地係長 大道 学
主任 下野 優貴

第36回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第36回久慈市農業委員会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	それでは本日の欠席通告のあった委員を報告いたします。5番の田村委員、10番の高倉委員、城内推進委員、松野下推進委員より欠席通告がありました。それでは久慈市農業委員会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	それでは、これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
	異議なしと認め、議事録署名委員に、4番木村委員、6番鹿糠委員を指名します。書記には事務局の大道係長を指名いたします。
	議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局より説明を願います。
下野主任	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明します。付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。譲渡人が高齢となったこともあり、息子である譲受人へ贈与し、譲渡人の手伝いを受けながら、粟などの雑穀類を耕作するとのこと
	です。付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。申請地は、譲受人の関連会社により借り受けられ、ネギの栽培等が行われておりましたが、今回、譲受人と統合される運びとなり、借り受ける側の名義が変わることから、改めて賃貸借権の設定を行い、引き続き畑として利用していくものです。賃借料は年額〇〇万円と伺っております。以上です。
会長	議案第1号について、事務局からの説明が終わりました。現地調査員からの報告を願います。鹿糠勢津子委員。

	発言主旨
鹿糠勢津子委員	<p>2月14日に、下館推進委員、事務局2名、私の4人で現地を確認してきました。位置図を見ていただきたいのですが、〇〇学校を左手にして、道路を挟んで右側から下ったところ、現地は住宅が数軒ありました。その間の一帯が畑となっております。この畑には草一本生えていないというように、きちんと管理されておりましたし、息子さんが継続してやるという事務局からの説明があったので、問題がないものと思われました。</p> <p>2番は、〇〇道を〇〇に向かって行き、〇〇公民館があって、そのすぐ脇になります。一面が雪に覆われて、畑の状況は確認できませんでしたが、ハウスも建っておりましたし、譲受人の会社の名義が変わることですし、〇〇会社に変更ということなので、農地については何ら変更がないものというふうに見てきましたので、こちらの方も、支障はないものと考えてきました。審議の方よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは議案第1号、付議番号1、2について一括質疑を許します。</p> <p>(鹿糠勇委員 挙手)</p> <p>鹿糠勇委員。</p>
鹿糠勇委員	付議番号2番の賃貸借の期間は何年ですか。
下野主任	賃貸借の期間は3年です。
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なければ採決してよろしいですか。採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは特に意見がないものとして、決しました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>付議番号1、土地の表示、申請人は記載の通りです。駐車場及び資材置</p>

	発言主旨
	<p>き場として一時転用するものであります。本申請地と同じ地番にて携帯電話用無線基地を新設するにあたり、その工事車両及び作業員用の駐車場、建設資材置き場として利用するため、賃貸借契約を締結し、借り受けるものであります。貸借期間は、許可日から令和 7 年 7 月末日までを予定しており、賃借料は総額〇〇万円と伺っております。地籍図上、〇番〇及び〇番〇の太線で覆われた部分が、申請部分となり、残った部分が新設される無線基地の敷地内となります。また、無線基地は、認定電気通信事業者による電気通信のための施設として、農地転用の制限の例外に当たり、許可が不要なものとなっていることを申し添えます。以上で議案第 2 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告を願います。下館推進委員、お願いします。</p>
下館靖委員	<p>2 月 14 日に鹿糠勢津子委員と私、事務局 2 名、計 4 名で現地を確認しましたので、ご報告いたします。場所は、久慈北道路の〇〇から 800m 位行って、〇〇方面に向かって右側にあたります。事務局から説明あった通り、一時転用期間は、7 月までの 4 カ月間であり、終了後は元に戻すということで、申請があったものですので、何ら問題ないものと見て参りましたので、ご審議よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>議案第 2 号について、事務局の説明と、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたしました。次に、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>それでは議案第 3 号、農地法の適用外証明願いについてご説明します。付議番号 1、土地の表示、願出人は記載の通りです。昭和 38 年頃より耕作がなされておらず、原野化し、現在に至るものであります。願出人が年少の頃より農地として使われておらず、相続を受けた際には、すでに現在の様相であり、農地であると思っていなかったとのことです。今回、土地調査を行ったところ、地目が田であることがわかったとのこと</p>

	発言主旨
	で、大きな木が生えていること及び法面も多いことにより、今後農地として復旧管理することも困難であることから、現況に合わせたいとのことです。以上で議案第 3 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告を願います。下館靖推進委員、お願いします。
下館靖推進委員	2 月 14 日、鹿糠勢津子農業委員と私、事務局と 4 名で現地を確認して参りました。事務局からご説明あった通り、耕作しなくなり 60 年以上が経過しております。場所は、〇〇交差点のところから侍浜方面に向かって、100m 位のところの道路の左側です。現地は、かなり年数が経った木、雑木がありまして、太さにしますと大体 50 cm 位はあるような大木が育って参りました。事務局より説明あった通り、農地として、復旧するのは難しいと見て参りましたので、ご審議のほどよろしく願います。
会長	議案第 3 号について、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号、農地法の適用外証明願いについては特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないものとして決定しました。次に、議案第 4 号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を願います。
下野主任	議案第 4 号農用地利用集積計画についてご説明いたします。令和 6 年度農地利用集積計画書が別紙の通り提出されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の意見を求めることとなっております。11、12 ページをお開き願います。こちらは各筆明細でございます。利用権の設定を受けるものと利用権を設定するものは、記載の通りです。全部で 1 筆の畑について、農地中間管理機構を通しまして、借り受けるものです。借受人は普通畑として利用すること、農政課から伺っております。以上で議案第 4 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声)

	発言主旨
下野主任	<p>採決いたします。議案第 4 号農用地利用集積計画については、意見がないものとして、よろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見なしとして決定されました。</p> <p>次に、議案第 5 号農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p> <p>それでは、議案第 5 号農用地利用集積等促進計画書案についてご説明いたします。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画書が別紙の通り提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。14 ページをお開き願います。こちらは各筆明細です。農地中間管理機構を通じて、農地の売買を行うものとなります。14 ページに農地の譲渡人、15 ページに農地の譲受人が記載されております。全部で 4 筆の田について、農地中間管理機構を通じまして、売買するものとなります。譲受人は普通畑として利用すると農政課から伺っております。なお、前議案の農用地利用集積計画書との違いにつきまして、今年 4 月以降は、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借り等はこちらの促進計画に切り替わることとなりますが、前議案の案件については、今年度中に手続きが完結する見込みであることに対し、本案件は、来年度までの見込みであることから、新制度である促進計画にて進めるものと伺っております。以上で議案第 5 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>対価は〇〇万円になりますか。</p>
大道係長	<p>4 筆全部で〇〇万円だそうです。中間管理機構を通じた取引は上限があり、機構における県下平均額の範囲の取引となるそうです。</p>
会長	<p>他に質問ありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>採決いたします。議案第 5 号農用地利用集積計画書案については、特に意見がないものとして、よろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>原案のとおり決しました。</p> <p>次に、議案第 6 号農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>

	発言主旨
事務局長	<p>16 ページの議案第 6 号について、ご説明をします。農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第 17 条に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとありますことから、本日、総会にお諮りするものです。初めに、これまでの選任事務に係る経過ですが、今年度末をもって、任期が終了することに伴い、令和 6 年 12 月 2 日から 27 日まで、委員候補者を募集いたしました。その結果、農業委員は、定数 15 名に対し 16 名、うち 2 名は、農地利用最適化推進委員にも応募しており、農政課において受付・選定を行いました。また、推進委員は、定数 15 名に対し 16 名、うち 2 名は農業委員にも応募されていました。なお、農業委員及び推進委員の両方に応募した方が 2 名であったため、両委員の合計定数 30 名に対し、実人数で同数の応募・推薦があったものです。次に、2 月 20 日に開催された、第 11 回久慈市議会定例会議において、農業委員の任命に関し、市長が選定した農業委員 15 名全員が議会からの同意を得たことを受けまして、農地利用最適化推進委員の候補者 15 名を選定したところであります。それでは、農地利用最適化推進委員の候補者名簿をご覧ください。1・2 は久慈地区で定数が 2 名、3 から 9 の小久慈、長内、大川目、夏井、侍浜、山根地区は定数各 1 名、10 から 15 の山形地区は定数 6 名であり、候補者は、ここに記載のご覧の通りです。以上ご提案を申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。人事案件でございます。農業委員、推進委員応募者は定数内でしたので、報告しておきます。よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、議案第 6 号農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案の通り決しました。</p> <p>次に、協議事項（1）令和 7 年度農業労賃標準額の決定についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>
大道係長	<p>去る 2 月 13 日、市役所車庫棟会議室において、委員 8 名により、令和 7 年度農業労賃標準額検討委員会を開催し、検討していただきました。その概要と結果についてご報告します。協議の前に、岩手県農業会議より提供ありました標準額の資料に基づきご説明しました。資料については後程ご覧願います。</p>

発言主旨

次に、検討委員会での審査概要についてご報告します。各委員からそれぞれ地区の支払い額を確認しました。また、オペレーター賃金、機械作業について情報交換をし、市町村一覧表を参考に県内の状況についても共有しました。また、ドローン作業労賃についても、市内の実施状況の他、市町村一覧等で確認したほか、独自で調査した東北類似都市でのドローンの標準額について情報共有しました。

次に、検討委員会で交わされた主な意見であります。労賃の増額の必要については、各委員から異論はありませんでした。標準額算出の考え方として、岩手県の最低賃金の上昇率が7%である一方、岩手県農業会議で増額する際には、前年度のブロック別平均から10%の上限と調整目標とすべきという通知となっており、これは近隣市町村との均衡また激減の変化への配慮を促し、下限を7%、上限を10%の範囲で調整する考え方であり、この考え方を踏襲してよいとの意見があったところです。それは次の資料、別紙協議事項(1)令和7年度久慈市農業労賃・農作業料金標準額表(案)をご覧ください。A4版は、各家庭へ配布する予定の用紙の大きさのものです。また、A3版は、変更箇所をわかりやすくするため、拡大及び変更箇所を朱書きしたものとなります。農業労賃農作業料金の標準額であります。人力の分は上限目標で計算した10%ずつ増となります。次に、機械の部であります。別添2の試算表を参考にした結果7%以下に調整したものを掲載しております。次に、大型機械の分であります。大型機械については、通常機械より経費、修理費とかさむ実態があることから、上限である10%の増として計算したものを掲載しております。説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。資料の標準額は目安ですので、作業条件や地域の事情実情に合わせ、頼む人と頼まれる人で、協議の上、金額を調整するようにしてくださいという文章を入れますので、よろしくお願ひします。あくまでも、この標準額は案です。特にここはこうしたいとかいう案がございましたらお願ひします。

(中川原推進委員 挙手)

中川原推進委員。

中川原推進委員

事務局にお願いなんですけども、田植機の側上施肥と薬剤散布を別途加算として入れてほしいと先日、伝えたのですが、入っていないので、加えていただくようお願いいたします。

大道係長

大変失礼しました。修正します。

	発言主旨
会長	他にありませんか。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	標準額表はいつ配布になりますか。
大道係長	例年ですと、4月1日を目標に、全戸回覧で考えてございます。
事務局長	これまで全戸配布をしましたけれども、その際は農業委員会だよりと併せて、農業者年金の情報提供も兼ねて冊子を作って、全戸配布してました。農業委員会だよりは別の機会に、全戸配布しましたので、この労賃表だけを全戸配布というのは、作業的にも経費的には非効率ですので、今回は全戸回覧をしたいと思います。あと、ホームページに掲載をさせていただければと思ってました。 (内久保推進委員 挙手)
会長	内久保推進委員。
内久保推進委員	全戸回覧だと手元に残らない。今まで全戸配布だったので全戸配布とした方がよい。
会長	全戸配布にした方が利用者にとってはよいので、全戸配布とするようお願いします。
事務局長	わかりました。皆さんのご意見のとおりとします。
会長	それでは標準額の決定については以上でよろしいですね。それでは特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 次に進ませていただきます。報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明を願います。
下野主任	報告事項(1)としまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。18 ページをお開き願います。土地の表示、届出人は記載の通りでございます。19 ページまでにか

	発言主旨
	て、全部で 8 件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項(1)の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。特に相続だからいいですね。次に進ませていただきます。報告事項(2) 会務報告。局長、お願いします。
事務局長	(会務報告 令和 7 年 1 月 22 日～令和 7 年 2 月 21 日)
会長	会務報告が終わりました。特に聞きたいことがありますか。 私からですが、皆さんにお願いがあります。古山局長は、今年 3 月で定年になり、間違いなく人事異動があります。異動については、私、会長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 皆さんからその他ありましたらお願いします。 (間推進委員 挙手) 間推進委員。
間推進委員	先日、2 月 10 日開かれました久慈地方農業振興大会に参加しました。講演の講師が久慈は宣伝下手だと言っていました。ブランド化について話していました。消費者の多くは寒締めハウレンソウの名前は知っているが、なぜ久慈の寒締めハウレンソウがおいしいか、差別化が何かもわかっていない。看板一つもないと言っており、生産者が訴えることが大事ですし、後押しするのが農業委員の役目だと思いました。以上です。 (三上委員 挙手) 三上委員。
三上委員	間推進員さんが言われたこと、私も同意いたします。そのことについて、何も実行してないというのもございます。労賃の標準額表の裏面に寒締めハウレンソウの PR とか、白銀のひかりだとか、農業委員会の大事な業務である許可申請のお知らせとかを載せて啓発をした方がいいんじゃないすかね。いかがでしょうか。
大道係長	公文書に PR できるかは、農政課と協議が必要ですので、別の機会に、検討させていただければと思います。
会長	他にございませんか。

	発言主旨
14 時 30 分閉会	(「なし」の声) 第 36 回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦労様でした。